

## 進路選択制度規程

### 第1条（目的）

本規程は、人材のきめ細かい活用と人事ローテーションの活発化によって組織の活性化を図るとともに、生活設計の多様化に対応するために実施する進路選択制度について定めたものである。

### 第2条（定義）

進路選択制度とは、社員が55歳に達した時点で、以下の各号に定めるコースのいずれかを本人の自由意思と生活設計に応じて選択する制度をいう。

#### 継続勤務コース

定年まで現職を継続する。ただし、役職者は57歳で役職を離脱し、スタッフ職となる。

#### 関連会社転籍コース

当社関連会社に転籍する。移籍後の処遇、役職および職務は関連会社の定めるところによる。

#### 退職コース

当社を退職するコース。退職金の支給において優遇する。

### 第3条（コースの選択時期）

コースの選択は、社員が満55歳に達した直後の 月 日から 月 日までの間に行うものとする。

### 第4条（早期退職慰労金の支給）

退職コースを選択した者については、退職金の算定基準を会社都合とすると共に、退職金規程に基づいて算定される退職金の20%に相当する額の「早期退職慰労金」を支給する。

### 第5条（退職辞令）

関連会社移籍コースおよび退職コースを選択した者に対しては、 月 日付けで退職辞令を発令するものとする。

付 則

この規程は 年 月 日より施行する。